

平成21年第352回矢吹町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成21年11月25日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 6号 専決処分の報告について(専決第16号 損害賠償について)
- 日程第 4 報告第 7号 専決処分の報告について(専決第17号 損害賠償について)
- 日程第 5 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(専決第18号 平成21年度矢吹町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第 6 議案第55号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第56号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第57号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第58号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第59号 土地の処分について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君	
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君	
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君	
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君	
11番	諸	根	重	男	君	12番	遠	藤		守	君	
13番	根	本	信	雄	君	14番	吉	田		伸	君	
15番	栗	崎	千	代	松	君	16番	柏	村		栄	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君 副 町 長 渡 邊 正 樹 君

教 育 長 栗 林 正 樹 君 企画経営課長 圓 谷 誠 君

総 務 課 長 会 田 光 一 君 保健福祉課長 深 谷 昌 利 君

教育次長兼
学校教育課長 坂 路 寿 紀 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 内 藤 正 昭 主 幹 兼
局長補佐 水 戸 邦 夫
兼 次 長

◎開会の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第352回矢吹町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） これより会議を開きます。

これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柏村 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 大 木 義 正 君

8番 角 田 秀 明 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柏村 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

本日、第352回町議会臨時会が招集になりましたので、午前9時から議会運営委員会を開き、今臨時会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案等について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程案について議会事務局長から説明を求めて協議しました結果、会期を本日11月25日の1日間とし、議案審議につきましては、報告2件、承認1件、条例改正4件、土地の処分1件であり、全体審議とすることに協議が成立いたしました。

以上で議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、今臨時会の会期は、本日11月25日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日11月25日の1日間と決定いたしました。

なお、議事日程及び議案説明のため出席を求めた者については、お手元に配付してあるとおりであります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより報告第6号を議題といたします。

事務局長に報告第6号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第352回議会定例会に提出いたしました議案等の提案理由をご説明申し上げます。

まず、報告第6号 専決処分の報告についてであります。本件は損害賠償について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分としたもので、同条第2項の規定に基づき本議会に報告するものであります。

専決処分としました損害賠償については、平成21年10月7日午後6時20分ごろ、矢吹町小松地内の善郷小学校の敷地内においてマイクロバスから児童をおろし、方向転換のため後進を開始した際に後方に駐車してあった相手車両に気づかず、相手車両前部バンパーに追突し車両に損害を与えたもので、損害額については13万3,982円で示談が成立し、全額町村自動車損害共済の対象としてお支払いをしております。

以上で説明を終えます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

この報告は地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し報告のみとさせていただきます。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより報告第7号を議題といたします。

事務局長に報告第7号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明申し上げます。

報告第7号 専決処分の報告についてであります。本件も報告第6号と同じく、損害賠償について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分としたもので、同条第2項の規定に基づき本議会に報告するものがあります。

専決処分としました損害賠償については、平成21年10月11日午前10時ごろ、町道曙町3号線において側溝のコンクリート蓋がはね上がり、車両を損傷させたことによる損害賠償を行ったものであります。

損害額については、3万1,185円で示談が成立し、全額全国町村会総合賠償保障保険の対象として支払いをしております。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

この報告は地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し報告のみとさせていただきます。

◎承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより専決処分の承認を求めることについて承認第13号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明申し上げます。

承認第13号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第18号 平成21年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,616万6,000円を追加し、総額を84億846万4,000円とするものであります。

内容につきましては、新型インフルエンザ対策として、生活保護、非課税世帯及び優先接種対象者に予防接種費を助成する新型インフルエンザ予防接種助成事業並びに国の緊急経済対策として実施される小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金事業及び施設開設準備経費助成特別対策事業に伴う介護関係施設整備補助事業を実施するものであります。

歳入の主な内容は地方交付税1,200万7,000円及び県支出金5,415万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費が介護関係施設整備補助事業により4,785万円、衛生費が新型インフルエンザ予防接種助成事業により1,831万6,000円を増額するものであります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番、棚木議員。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 専決第18号について質疑をいたします。

平成21年度矢吹町一般会計補正予算の中に、新型インフルエンザ予防接種の補正予算がありますが、きのう現在、いわゆる優先接種対象者の方が行っても、病院にこの新型インフルエンザのワクチンがないということで、まだ予防接種ができないわけです。そういった点で、これらのワクチンが来なければできないわけですので、そういった点での今後の見通しですか、それらについて町では把握しているのか。把握しているとすれば町民の皆さんがいつからできるというようなことも現在はわからないので、そういったことも町民にお知らせをしていただきたいというように思います。。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の質問にお答えさせていただきます。

平成21年度の補正で新型インフルエンザの予防のための接種費用について町のほうでも、県内でも他の町村に劣らない対応をとったというような形で、議員の皆様の方にも連絡をさせていただきました。ご案内のように今回の補助の事業については、優先接種者を含めたその他の接種者ということで、町のほうでは5,177人を対象にしながら、町負担を1,200万円を超える形で予算措置をしながら助成するものでございます。

国内においては、既にもう予防接種ということでワクチンの接種が始まっているわけでございますが、矢吹町においては、今、お尋ねのように思うように接種が進んでいないというような現状にないわけではございません。これらについては、町のほうとしましてもできるだけ速やかに接種ができるように対策を講じ、医療機関と検討、協議を重ねていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、詳しい接種の内容等については、この後保健福祉課長のほうから詳細にわたって説明させますので、よろしくお祈りを申し上げながら私の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、深谷昌利君。

〔保健福祉課長 深谷昌利君登壇〕

○保健福祉課長（深谷昌利君） それでは、私のほうから現状のほうを報告をさせていただきたいと思っております。

まず、ワクチンの配分でございますけれども、こちらの配分につきましては、県のほうが医療機関と協議をいたしまして配分方法を定めている状況でございます。国のほうとしましてもできるだけ前倒して接種をするようにというような方針を示しておりますけれども、ただ県によって配分されるワクチンの量も違ってまいりますので、県のほうはその配分の量に従って前倒して国の方針とは若干違いますけれども、接種時期等について定めております。私のほうでもできるだけ詳しい情報をお伝えしたいと思うんですけれども、なかなか広報の手段がございませんので、12月の広報につきましては12月から本格的に接種が始まりますので、このときに方法、例えば町のほうからの助成等について詳しく載せる予定でございます。

なお、町のホームページでその都度、医療機関と接種できる町内での医療機関、その他の前倒しになって接種できる時期等についてホームページでもお知らせしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

8番、角田議員。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） ただいまの担当の課長さんから説明ありましたが、ホームページとかインターネットというのは大変いい言葉のように話しますけれども、町民の中にはインターネットも何もない人たちが過半数以上あると思うんですよね。そういう中で、それで見てくださいというのは余りその何て言うのかな、町民に対して説明不足になるんじゃないかと思うんですけれども、ホームページとかそういうものは若い人たちとかそういうものが、今、言ったようにインターネットやパソコン、よくそういうものを持っているでしょうけれども、町民の多くの方はそういうふうな今の文明の利器をなかなか持っていない人も多いと思うので、その辺よく説明不足にならないように町民のほうに説明してもらいたいと思っております。また1例を挙げますけれども、郡山とかそういうほうの大きな病院に予約の問い合わせをしてもなかなか対応してくれなくて、いつインフルエンザの予防接種をしていただけるかというのも、皆さん私の知っている範囲内でも、接種してもらいたいということで問い合わせをするといつになるかわからないとか、予約は受けられないんだとかということで大変皆さん困っている。というのは、マスコミが余りにも早くて、そういったマスコミ対策のほうは病院とかそう

いうほうより早い対応なものですから、紙面やテレビなどでみんな理解していて、いつでも行って予防できるのかなと思っているような感じで電話すると、それはいつになるかわからないとかというそういう対応だということで大変、行政のほうでもやはりそういった医療機関にも指導していただきたいと思います。要望ですの
でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（柏村 栄君） ただいまは要望ということでございますので、そのほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、承認第13号 平成21年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）専決第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第13号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第55号～議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより議案第55号、第56号、第57号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承を願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明を申し上げます。

議案第55号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本議案は議会議員の期末手当を引き下げる条例改正案であります。本年10月の県人事委員会勧告では特別調査の結果により、現在の経済情勢の悪化に伴う民間企業の賞与が大幅なマイナスになったことから、公民比較を行い、現状に見合うよう支給月を0.28月引き下げるよう勧告を行ったところであります。

本提案は、現在の経済状況から今回の県人事委員会の勧告を踏まえ、本年6月期の夏季一時金にて既に0.2月分凍結していることから、12月期では0.08月分を引き下げ支給月数を1.68月から1.6月とし、22年度以降の6月期は1.45月、12月期は1.55月にする条例改正案であります。

次に、議案第56号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は矢吹町長等の期末手当を引き下げる条例改正案であります。本提案は議案第55号と同じく現在の厳しい経済状況から、今回の県人事委員会勧告どおり支給月額を引き下げ、支給月数を1.68月から1.6月とし、22年度以降の6月期は1.45月、12月期は1.55月にする条例改正案であります。

次に、議案第57号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は教育長の期末手当を引き下げる条例改正案であります。本提案は議案第55号と同じく、現在の厳しい経済状況から今回の県人事委員会の勧告どおり支給月額を引き下げ、支給月数を1.68月から1.6月とし、22年度以降の6月期は1.45月、12月期は1.55月にする条例改正案であります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

10番、永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） どうも皆さん、おはようございます。

今回の議案に対し、今臨時議会に提案されないことに対しての実は質疑なんです。町長そして教育長の給与並びに旅費そういったものの削減というようなことなんです。町長、教育長、町には3役という中で副町長という立場があるんですが、この辺が今回挙がらなかった理由をお聞かせいただきたい。副町長に対しての給与ですね、この辺がなぜ挙げられなかったのか、お願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、永沼議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第55号、56号、57号ということで、議会議員、町長等、教育長というようなことで、今、議案の説明をさせていただいたのですが、なぜ副町長の給与等の条例改正がないのかということでございますけれども、議案第56号の「矢吹町長等」というような表記があるかと思うんですが、この中に、矢吹町長と副町長ということで含まれておりますので、そういったことをご理解いただきたいと思っております。上げてないわけではございません。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認めます。

これにて討論は終結いたします。

これより議案第55号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

これより議案第57号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

日程第7、これより議案第58号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承を願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明申し上げます。

議案第58号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は職員の期末、勤勉手当及び給料表等の給与月額を引き下げる条例改正案であります。

本年10月の県人事委員会勧告では、過去1年間の福島県内の民間給与の調査結果を基に、給与については民間の水準を上回ったことから、初任給を中心とした若年層を除く中高年齢層を対象に平均で0.14%の引き下げ改定及び給与構造改革の給与水準引き下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、引き下げ改定が行われる給与月額を受ける職員を対象に0.58%の引き下げ改定を行うこととし、さらに期末勤勉手当について民間の支給水準に見合うよう支給月数を4.43月から4.05月に引き下げるよう勧告を行ったところであります。県

人事委員会勧告の制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として職員の適正な処遇を確保するために設けられており、勧告は尊重しなければならないものであること、また職員労働組合との団体交渉においても現在の厳しい社会情勢を踏まえ、勧告内容を了承いただいたことから、本提案は勧告どおり6月期の夏季一時金の0.2月分凍結を踏まえ12月期は0.18月分を引き下げ、支給月数については期末手当を1.53月から1.4月、勤勉手当は0.75月から0.7月にする条例改正案であります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第8、これより議案第59号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明申し上げます。

議案第59号 土地の処分についてであります。本案は、財政再建3カ年計画の一環として平成19年度から実施している未利用財産の処分について平成21年10月5日から10月30日まで申し込み受け付けを行い、11月5日に一般競争入札を執行した結果落札となり、矢吹町八幡町608番2及び608番3の雑種地及び山林（通称鳥羽山）全体面積1万4,326平方メートル、売却価格3,300万円で矢吹町田町在住の近内百合子氏へ売り払いするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条及び地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終えます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

7番、大木義正君。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 皆さん、おはようございます。

今回、土地の処分について質問いたします。

この土地は初めに処分したいという購入の価格は、多分5,000万円を超えていたと思うのですが、そのときの設定価格が適正だったかどうか、また今回3,300万円で売り払うという価格は、どのような基準で適正価格と判断したのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、大木議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第59号の土地の処分について、初めに土地の処分の購入に付されたときには5,100万円、その後3,300万になった経過、その時々においてその土地の価格を決定する際に適正な価格としてどのような形で判断したのかというような内容でございますが、不動産鑑定士の判断をいただきながらこの価格を決定させていただきました。

なお、不動産価格の決定に至った詳細な計算の内容、考え方については総務課長のほうから説明させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

総務課長、会田光一君。

〔総務課長 会田光一君登壇〕

○総務課長（会田光一君） 7番、大木議員の質問にお答えいたします。

今回、契約をする鳥羽山でありますけれども、当初は町長が申し上げましたように5,100万円というふうになっております。この5,100万円につきましては、当時の不動産鑑定あるいは土地の取引の状況ですね、こういった状況を踏まえまして5,100万円という価格の設定をいたしました。5,100万円でご承知のように売却が進まないということがございまして再度不動産鑑定士の意見等をいただきまして、4,200万円に引き下げをいたしました。4,200万円につきましても、ご承知のように現下の経済情勢あるいは雇用情勢等々こういった土地を取り巻く環境というものは非常に厳しいものがございまして、引き合い等は何度かございましたけれども、成約に至らない、そういった状況で推移をいたしました。こういった状況の中で、今までの売却をいたしました価格につきましては、不動産鑑定の正常価格——通常の正常な商取引の中での価格というふうになっておりますけれども、こういった価格ではなかなか現下の状況の中で売却が進まないということで正常価格から最低売却価格という考え方を設けました。これにつきましては、通常、競売等におきまして用いられている考え方で

ありますけれども、町としては正常価格からこの最低売却価格——鳥羽山につきましては、今回は80%の価格を設定いたしましたして3,300万にしたというようなことで、今回その最低売却価格をもって落札者が出たというようなことになっております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 私、この鳥羽山の件に反対ではなくて執行側に提言を申し上げたいと思いますので、一言申し上げます。というのは、私が今、鳥羽山の北側にある分譲地で鏡石の不動産屋さんがやっているところは、大変低価格で好評だということで随分売れているような状態のときに、その分譲地をやるときに私もちょっとあそこにかかわらせていただいて、町の土地を町道に寄附するのでその道路の分だけを町のほうで少し払い下げていただけないかというような話を私も業者さんに相談をかけられたので聞きましたところ、かたくなにそのところは町のほうで譲っていただけなかったと。というのは、業者さんは将来的に鳥羽山が町で分譲地とかいろんなものの……売るにしても何にしてもそのときに大変いい条件だろうと思って、私もその話で相談に乗ったんですが、そのときはなかなかそういう話に乗っていただけなくて、業者さんが自分で中に道路をつくって、そしてその道路を町のほうに町道として寄附をしていただいたというようなことで、その中は直線で、大学の前の道路から鳥羽山に入れる道路を当時つくっておけば今の鳥羽山も売る時に大変高値で売れたんじゃないかということで、やはりその時々いろいろな世の中は変わりますけれども、やはりそういった相談があったときには乗っていただいて、将来的にその土地の価格が上がるような状況も考えていただかないと。

私はその話を持っていったのは、幕田町長さん時代なので今の野崎町長とは違いますけれども、当時私がそういった形で町の鳥羽山の売却にも将来的にはいいだろうというようなことで私も話をしたことがあります、そういったことで今急に町の財産を売り払いたいと言ってもそういうときにやはり先見の明があれば、もう少し当時5,100万円で売りたいかったのが今3,300万円で売るというようなことじゃなくて、町の財産を有効に、少し高く売れるような状況もあったんじゃないかというようなことで申し上げましたけれども、別に今回の3,300万円に反対はないんですが、これから町の土地をいろんな面で町民の方々に売却するときにもそういった形があれば少しでも高く売れるんじゃないかと思いますので、提言を申し上げて町長のほうに話をしておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 提言ですから答弁はいいですか。

〔「終わったことですから」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） そのほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第59号 土地の処分について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で議案審議は全部終了いたしました。

以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これにて第352回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

これにて散会いたします。

(午前10時40分)